

宮崎県公報

平成28年9月23日(金曜日) 第 2831 号

癷 行 禬

刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 37,200円

次 目

○歳入の収納の事務の委託……………(オールみヤざキ営뾅) 1 ○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同 意………………………(水産政策課)1 ○道路の区域の変更 (2件) ………(道路保全課) 1

公

○地価調査に係る基準地の標準価格………(軕間・地域課) 2 ○大規模小売店舗の新設に関する届出……(商工政策課) 2 ○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市 町村の意見………() 3 ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 病院局公告 ○道路の供用の開始(2件)…………………(//)2 □ ○入札公告…………………………………………………………………………………4

宮崎県告示第 612号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第1項の規定 により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委 託 先	委 託 期 間
ふるさと宮崎応援寄附金	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グローサーズチェーン株式会社 株式会社サークルドサンクス 株式会社しんきん情報サービス 株式会社とフェス 株式会社セーブオン 株式会社セーブオン 株式会社セーブンーイレブン・株式会社セブン・は会社でファミリーマート 株式会社ポプラミニストップ株式会社 株式会社ローソン	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

宮崎県告示第 613号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定によ る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定 による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると 認めた。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成28年 8 月24日	
発起人の住所及び氏名	延岡市 大寿水産 有限会社 延岡市 有限会社 繁栄丸水産	
加入区の名称	北浦加入区	
区域	北浦漁業協同組合の地区	
区分	大型定置漁業及び小型定置漁業	

宮崎県告示第 614号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年9月23日から平成28年10月7日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
105	県道	馬渡大川原線	都城市高野 町1431番 4 地先から同	IΗ	5.5~ 31.9	380.0
			市同町1410 番1地先ま で	新	5.5~ 38.5	380.0

宮崎県公報

宮崎県告示第 615号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年9月23日から平成28年10月7日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
215	県道	板上曽 木線	延岡市北方 町藤の木字 桑水流酉 9 82番1地先 から同市同 町藤の木同 字酉 981番 1地先まで	新	5. 8~ 8. 7 7. 3~ 8. 8	18. 3

宮崎県告示第 616号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年9月23日から平成28年10月7日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路	線	道路	各の	1万~白 夕	□ □	BB	# B1144 0 #11 D
番	号	種	類	路線名	区	問	供用開始の期日
108	ō	県道	<u>i</u>	馬渡大川原線	町143 地先 市同日	市高野 31番 4 から同 町1410 地先ま	平成28年 9 月23日

宮崎県告示第 617号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年9月23日から平成28年10月7日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	1万分白.夕	[7] BB	出口間かか押口
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
224	県道	遠見半	東臼杵郡門	平成28年9月23日

	島線	川町大字庵	
		川字谷ノ山	
		5501番2地	
		先から同郡	
		同町同大字	
		同字5501番	
		2 地先まで	

公告

国土利用計画法施行令(昭和49年政令第 387号)第9条第1項の 規定により、平成28年7月1日における基準地の単位面積当たりの 標準価格を別冊のとおり判定した。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規 定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出 書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーセンタートライアル西都店 西都市大字右松1937 - 1 他22筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイワロイヤル株式会社 代表取締役社長 原田健東京都千代田区飯田橋二丁目18番 2 号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及 び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番 2 号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成29年5月10日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 4.079㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物東側(駐車場1) 151台 建物東側(駐車場2) 53台 合計 204台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物北東側 48台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 148.5㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南側(廃棄物等保管施設1) 11.98㎡ 建物内南東側(廃棄物等保管施設2) 7.83㎡ 合計 19.81㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 7 筒所

建物敷地北側及び東側並びに建物敷地外西側及び東側

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後10時まで
- 8 届出年月日

平成28年9月9日

- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課 、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城 県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務 事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年9月23日から平成29年1月23日まで

- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成28年9月23日から平成29年1月23日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)オリックス貸店舗・ドラッグストアモリ恒久店 宮崎市大字恒久字小橋4378番 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第5条第1項の規定による届出 大規模小売店舗の新設 平成28年5月20日
- 3 意見の概要 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年9月23日から平成28年10月24日まで

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第8条第1項の規定により、高千穂町から意見を聴取したので

、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド高千穂店

西臼杵郡高千穂町大字三田井字吾平原 403-2

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成28年3月23日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年9月23日から平成28年10月24日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス都北店

都城市都北町3543番地

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗において小売業を 行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名の変更

平成28年4月25日

- 3 意見の概要 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年9月23日から平成28年10月24日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月23日

宮崎県公報

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ビッグウッド都城店

都城市早水町5号1番地

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗において小売業を 行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏 名の変更

平成28年5月16日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年9月23日から平成28年10月24日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ダイレックス都北店

都城市都北町3543番地

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更

平成28年4月25日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年9月23日から平成28年10月24日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、 当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成28年9月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ホームプラザナフコ佐土原店

宮崎市佐土原町下田島9922番3 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法附則第5条第1項の規定による届出

大規模小売店舗内の店舗面積の合計並びに大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更

平成28年5月16日

3 意見の概要

意見なし

- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成28年9月23日から平成28年10月24日まで

病院局公告

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成28年9月23日

県立日南病院長 峯 一 彦

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 購入物品及び数量 検体検査自動化システム 一式(設置に 必要な工事を含む。)
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成29年2月28日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 8 に相当する金額を加算した金額 (1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格
- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ア 平成28年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で 、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律(昭和35年法律第 145号)第39条第1項の規定に よる高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であ ること。
 - ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
 - オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の 参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第 93号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受 けていないこと。

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、指名停止 を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づく更生手続開

始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づ く再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基 づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決 定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びェの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成28年10月28日までに県立日南病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは 、これに応じなければならない。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 県立日南病院医事・経営企画課財務担当 日南市木山 1丁目9番5号 郵便番号887-0013 電話番号0987(23)31 11
- (2) 期間 平成28年9月23日から平成28年11月2日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 県立日南病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 期間 平成28年9月23日から平成28年11月2日まで(土曜日 、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立日南病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 提出期限 平成28年11月2日午後5時(送付にあっては、平成28年11月2日午後5時必着)
- (3) 提出方法 持参又は送付(送付にあっては、書留郵便に限る。)によること。
- 6 開札の場所及び日時
- (1) 場所 県立日南病院 2 階第 2 会議室
- (2) 日時 平成28年11月4日午前11時
- 7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎 県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項 宮崎県病院局財務規程第 107条に規定する入札は、無効とする

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院医事・経営企画課財務担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号887-0013 電話番号0987(23)3111

- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 12 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づ く政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情 検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場 合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
 - (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Laboratory Automation System 1set

- (2) Time Limit for Tender: 5:00p.m. 2 November, 2016
- (3) Contact Point for the Notice:Medical Affairs,Management, and Planning Division,Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital,1-9-5 Kiyama Nichinan City,Miyazaki Prefecture, 887-0013 Japan. TEL:0987-23-3111

平成 28 年 9 月 23 日 (金曜日) 第 2831 号	宮崎県公報